

長期収載品の選定療養に係る掲示

長期収載品を患者さん自身で希望した場合は、選定療養費として自己負担が発生いたします。

(長期収載品とは、特許が切れたり再審査期間が終了したりして、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている薬のことです。薬価基準に長期間収載されていることから、この名前が付けられました)

【対象】

- * 院外処方及び院内処方（外来のみ）
- * 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換え率が50%を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- * 医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合
- * 入院中の患者さんへ処方した場合
- * 後発医薬品の提供が困難な場合

【自己負担額】

- * 長期収載品の金額と後発医薬品内での最高薬価との価格差の2分の1（選定療養費には別途消費税も必要となります）

※ 選定療養費のお支払いは院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります

※ 国や地方単独の公費負担医療制度（マル福）などをご利用の場合負担の対象となります（生保の方は対象外）



令和8年6月1日
医療法人 荘和会 菅原病院
院長 菅原和彦